

「あいち戦国姫隊」商標使用募集要領

1 目的

愛知県の歴史的な魅力を活かした観光客の誘致及び地域の活性化を図るために、平成24年7月13日付け登録第5507856号で商標登録された「あいち戦国姫隊」商標を適正かつ効果的に活用することにより、武将観光のブランド化を促進する。

2 募集概要

(1) 商標使用許諾対象範囲

商標を使用する指定役務の区分は第41類とし、当該区分に属する指定役務は、別表のとおりとする。ただし、使用許諾は、使用者が自己の商標とするなど、独占して商標を使用する権利を付与するものではなく、かつ、役務等又は使用者について県による推奨又は品質保証を行うものではない。

(2) 商標使用料

無料

(3) 商標使用許諾期間

使用許諾通知書に定める日から2027年3月31日まで

(4) 使用許諾条件

商標使用申請者は、別添「『あいち戦国姫隊』の商標使用に関する要綱」を厳守することを条件とする。

3 募集期間

2026年3月6日(金)から3月16日(月)まで

4 応募資格

法人にあつては、主たる事務所、営業所を愛知県内に有し、個人にあつては、愛知県内に居住し、かつ、業を営んでいること。ただし、以下のいずれかに該当するものは応募対象から除く。

- (1) 県の利益又は商標のイメージを損なうおそれがあると認められる場合。
- (2) 商標の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
- (3) 宗教的行事、政治活動等のために使用すると認められる場合。
- (4) 県の信用または品位を害すると認められる場合。
- (5) 第三者の利益を害すると認められる場合。
- (6) 法令又は公序良俗に反すると認められる場合。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の風俗営業を営む者が使用するとき。
- (8) 使用申請者（使用申請者が法人である場合にあつては、当該使用申請者の役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者で

ある場合。

(9) その他商標使用が適当でないと県が認める場合

5 応募方法等

(1) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 「あいち戦国姫隊」商標使用許諾申請書

(イ) 使用申請者の概要が分かる資料（使用申請者が法人団体である場合に限る。）

(ウ) 商標の使用見本

イ 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

ウ 提出期限

2026年3月16日(月) 午後5時（必着）

エ 提出方法

郵送（書留等、追跡可能な方法に限る）、持参、電子メールのいずれか

オ 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県観光コンベンション局観光振興課 観光振興グループ

担当：近藤

電話：052-954-6355

電子メール：kanko@pref.aichi.lg.jp

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時まで。

(2) 応募に関する質問

本業務に関する質問は、下記のとおり受け付けることとする。

ア 質問の受付期限

2026年3月11日（水）午後5時まで

イ 質問の受付方法

電子メールにて受け付けることとする。

メールの件名は、「『あいち戦国姫隊』商標使用申請について」とし、本文中に質問内容を記載のうえ、《kanko@pref.aichi.lg.jp》あてに電子メールを送信すること。

ウ 質問に対する回答について

受け付けた質問に対する回答は、2026年3月12日（木）午後5時までに全ての質問者に対して、電子メールで送付する。

(3) 留意事項

ア 企画提案書の提出は、1者1案とする。

イ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。

6 選定者数

1者

7 提案の審査・使用許諾先の選定等

(1) 審査方法等

提出された商標使用申請書について、県が設置する審査委員会において審査を行う。

(2) 審査基準

審査委員会においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

- ア 本県の武将観光のPRに資すること
- イ 本県が県内外へ発信している「武将のふるさと愛知」のコンセプトである武将観光の魅力発信や観光ブランド化への推進を十分に理解していること
- ウ 地域社会・産業において活用が見込まれていること
- エ 実施目的、計画内容が妥当であること
- オ 新規性・進歩性があること
- カ 技術的能力及び財務的基礎の有ること
- キ 使用許諾事業において、不測の事態にも対応できる体制があること
- ク 類似事業の実績が豊富であり、十分な経験やノウハウを有すること

(3) 選定

審査委員会の審査結果を踏まえて、県が選定する。

(4) 通知

選定結果については、全ての応募者に対して郵送で通知する。

別表 今回募集する商標使用に係る指定役務

区分	指定役務
第41類	セミナー・シンポジウム・会議・講演会・研修会の企画・運営又は開催及びこれらに関する情報の提供，電子出版物の提供，図書及び記録の供覧，図書の貸与，書籍の制作，映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営及びこれらに関する情報の提供，映画の上映・制作又は配給，インターネット等の電気通信を利用した画像・映像の提供，演芸の上演及びこれに関する情報の提供，演劇の演出又は上演及びこれらに関する情報の提供，音楽の演奏及びこれに関する情報の提供，コンサートの上演，インターネット等の電気通信を利用した音楽・音声の提供，地域の振興を図るための興行の企画・運営又は開催及びそれらに関する情報の提供，興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。）及びこれらに関する情報の提供